

**新 介護・介助が必要な方は、利用者負担を支払う必要はありません**

被災地にお住まいで生活にお困りの介護・介助が必要な方は、医療機関や介護施設、介護事業所などにお申し出いただければ、診療代や介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。また、介護施設などの食費や居住費なども減免されます。他の市町村に避難された方も同様です。

※7月1日からは原則として免除証明書などの提示が必要になります。

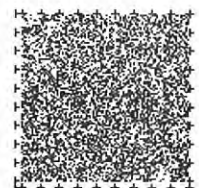
■お問い合わせ先…ご加入の保険者(健康保険組合や協会けんぽ、市区町村など)

**新 要介護認定を受けていない人なども、介護・介助サービスを利用できます**

まだ要介護認定を受けていない人や、認定の有効期限を過ぎている人でも、サービスを利用できます。また、認定を受けてはいるものの、保険証をなくしてしまった場合も、介護事業所などに「名前」「生年月日」「住所」をお伝えいただければサービスを利用できます。

※7月1日からは原則として保険証の提示が必要になります。

■お問い合わせ先…ご加入の保険者(健康保険組合や協会けんぽ、市区町村など)



## 目や耳の不自由な方のご家族や周りのみなさまの相談窓口があります

目や耳が不自由な方に対応することが必要なご家族や周りの方に、相談窓口が開設されています。目の不自由な方の移動・食事時の支援や、耳の不自由な方への情報の伝え方についてなどのご相談をお受けしています。

### ■お問い合わせ先

#### 〈目の不自由な方〉

東日本大震災視覚障害者支援対策本部

本 部 090-1704-0874 (終日)

岩手県、宮城県、福島県 090-1704-0437 (終日)

#### 〈耳の不自由な方〉

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

本 部 03-3268-8847 (月～金 9:00～18:00 祝日含む)

FAX 03-3267-3445

岩手県 019-601-2710 (月～金 10:00～16:00)

FAX 019-601-2710

宮城県 022-293-5531 (月～日 9:00～18:00 祝日含む)

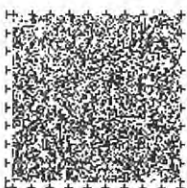
FAX 022-293-5532

福島県 024-522-0681 (月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:00)

FAX 024-522-0681

## 発達障害のある方のご家族や周りのみなさまへ

発達障害のある方は、日常生活の変化が苦手、感覚の刺激に想像以上に敏感といった特性から、避難所での指示が理解できなかつたり、大勢の人がいる環境が苦痛になつたりすることがあります。こうした特性に配慮した、ご家族や周りのみなさまの理解と支援が必要です。



### ■お問い合わせ先…発達障害者支援センター

岩手県 019-601-2115 (月～金 9:00～17:00)

宮城県 022-376-5306 (月～木、土 9:00～16:30)

仙台市 022-375-0110 (月～金 8:30～17:00)

福島県 024-951-0352 (月～金 8:30～17:00)

## 障害のある方、そのご家族の方へ

障害者自立支援法に基づく障害のある方への福祉サービスや自立支援医療などが、震災以前と同様に受けられるよう、次のようにルールを弾力的に運用しています。

- これまでサービスを受けられていた方は、受給者証なしでサービスを受けられます。
- 今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受取をすることが可能です。
- 利用者負担の免除または支払の猶予を受けられます。
- 震災後に支給決定の有効期間が切れたとしてもサービスを利用することができます。
- 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続きで受けすることができます。

### ■お問い合わせ先

岩手県	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	019-629-5447
宮城県	宮城県保健福祉部障害福祉課	022-211-2539
仙台市	仙台市健康福祉局障害企画課	022-214-8163
	仙台市健康福祉局障害者支援課(自立支援医療)	022-214-6135
福島県	福島県保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170

## 福祉用具でお困りの方はご相談ください

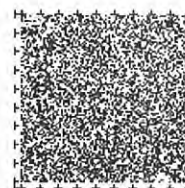
障害者や高齢者の方々に、「使っていた車椅子が身体に合わない」「使っている義足の調子が悪い」「杖が曲がってしまった」など、使用している福祉用具(補装具や日常生活用具など)でお困りのことがありましたら、ご連絡ください。専門のスタッフが、フィッティングや申請手続きなどの相談支援に伺います。

### ■お問い合わせ先…障害者等福祉用具支援本部

TEL 03-3811-0697

FAX 03-3814-5250

(月～金 8:30～17:00)



# 女性のお悩みのこと

**新** お悩みを持つ女性の方は、ご相談ください

震災により生じた生活上の悩みや避難所・仮設住宅生活での不便など、ご相談ください。以下の相談窓口で経験豊富な女性相談員が対応します。

## ■お問い合わせ先

### 〈女性の悩み全般：県などの女性相談窓口〉

岩手県 **019-606-1762** (月～日 9:00～16:00 火、金は20:00まで)

宮城県 **022-211-2570** (月～金 8:30～16:45)

仙台市 **022-224-8702** (月～土 9:00～15:30 祝日除く)

福島県 **024-522-1010** (月～日 9:00～21:00 祝日除く)

※福島県では各市町村の保健福祉事務所でもご相談に応じています。(平日 8:30～17:15)

### 〈女性の心のケア ホットライン・いわて〉

**☎0120-240-261** ※無料 (10:00～17:00 土日祝含む)

実施期間 平成23年5月10日(火)～11月10日(木)

※内閣府、岩手県、盛岡市、(社)日本助産師会岩手県支部、岩手生活協同組合、NPO法人参画プランニング・いわて(もりおか女性センター)が協力して実施しています。

※他の都道府県の男女共同参画センターなどにおいても女性の悩み相談に応じています。

### 〈配偶者からの暴力：DV相談ナビ〉 **0570-0-55210**

(24時間対応、ナビダイヤル ※ご希望により相談窓口へ電話をおつなぎします)

※性犯罪の被害や捜査に関するご相談は警察までお問い合わせください。

### 〈女性の人権ホットライン 全国共通ナビダイヤル (法務局・地方法務局)〉

**0570-070-810** (月～金 8:30～17:15 祝日除く)

インターネット人権相談受付窓口では、24時間365日

相談を受け付けており、携帯電話からも利用することができます。

<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

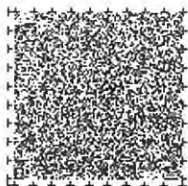


## 気をつけましょう ① 女性の視点やニーズに配慮し、生活しやすい環境を作りましょう

避難所や仮設住宅に、女性専用スペースがあることで、女性同士が生活面の情報交換をしたり、不安を語り合い、肩ひじ張らない相談ができる場が作れます。

内閣府男女共同参画局では、避難所における「女性や子育てに配慮した設計」や「女性のニーズを反映した運営の工夫」などの好事例をまとめていますので参考にしてください。

[http://www.gender.go.jp/pdf/saigai\\_13.pdf](http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_13.pdf)



# 子どものこと

## 新 子どもたちの心のケアについてご相談ください

被災した子どもたちの心の悩みや不安についてご相談ください。

■チャイルドライン→P12参照 ■いのちの電話→P11参照

この他にも、電話での相談窓口や子どもたちの心のケアに役立つ資料を以下の文部科学省ホームページ「こころの窓口」にて多数掲載しています。学校の先生方、保護者の方々もぜひご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1303886.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1303886.htm)

## 新 学習などの支援の提案をマッチングするサイトがあります

文部科学省では、被災者からの「支援の要請」と全国からの「支援の提案」のマッチングを図る「東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト」を開設しています。

<http://manabishien.mext.go.jp/>

※インターネットに接続できない方のための専用相談ダイヤルも設けています。

**080-2071-1688/1689** (月～日 10:00～18:00 祝日含む ※当面の間)

教育委員会、学校などの要望が、170件以上  
マッチングしています。(6月6日現在)

- スクールバス
- 分度器、算数セット、辞書など
- 運動靴、Tシャツ、革靴 他多数

※支援の要請は携帯電話  
からも登録できます。

スマートフォン向け      スマートフォン以外向け



機種によっては正常に  
動作しない場合があります。

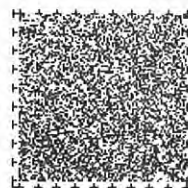
## 新 保育料・授業料の減免など多くの支援があります

就学などが困難となった「幼児の保育料・入園料の軽減」「児童生徒の学用品費、通学費などの支給」「高校生の奨学金」「特別支援学校などの児童生徒などに対する就学奨励」「私立学校の授業料減免」「私立専修学校、各種学校の生徒に対する授業料などの減免」などの事業支援を行っています。

■お問い合わせ先…各市町村・都道府県または各学校

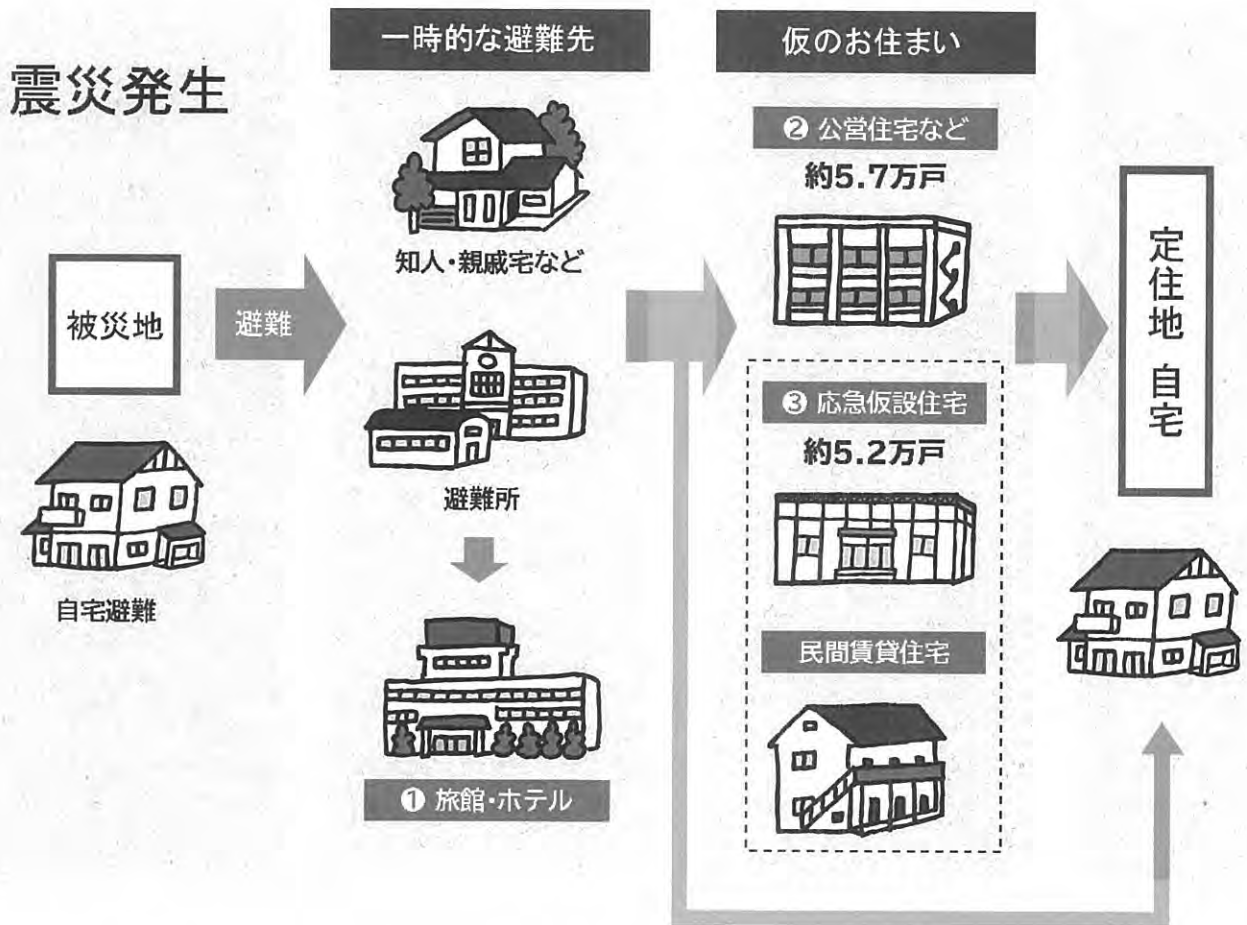
また、「被災により家計が急変した学生・生徒に、無利子の奨学金の貸与」「大学、短大、高専の授業料などの減額・免除」の支援を行っています。

■お問い合わせ先…在学する学校の授業料・奨学金担当部署



# 住まいのこと

## 新 定住地を得るまでの支援や制度



### ① 旅館・ホテル

自治体が避難所として指定した旅館・ホテルについては、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間、宿泊することが可能です。2泊3日などのショートステイの場合も、無料で活用できます。

■お問い合わせ先…各市町村役場

### ② 公営住宅・国家公務員宿舎など

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、半年～2年間程度無料で入居可能です。現在約5万7千戸をご用意しております（6月6日時点の入居済または入居者決定戸数は11,851戸）。

※食費、光熱水費は自己負担となります。

■お問い合わせ先…被災者向け公営住宅等情報センター

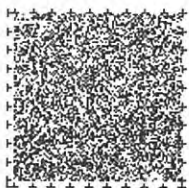
☎ 0120-297-722 ※無料（月～金 9:00～18:00）

### ③ 応急仮設住宅

応急仮設住宅については、無料で入居可能で、岩手・宮城・福島で約5万2千戸（各県の調査による5月19日時点の数値。民間賃貸住宅を除く）をご用意する予定で、6月8日時点の入居済または入居者決定戸数は27,316戸です。また、みなさまが個人として独自にアパートなどを賃借した場合、申請して一定基準を満たせば、後日、県が応急仮設住宅として借り上げる手続きを取り、家賃は無料となります。民間賃貸住宅への6月1日時点の入居済または入居者決定戸数は15,936戸です。

※食費、光熱水費は自己負担となります。 ※住宅の応急修理との併用はできません。

■お問い合わせ先…各市町村役場



## 新 仮設住宅の入居期間の延長が可能になりました

建築工事の完了から最長で2年3カ月とされている仮設住宅への入居期間について、県などの判断で、1年ごとに何度でも延長できるようになりました。

### 定住地を得るまでの支援の比較

	① 旅館・ホテル	② 公営住宅・ 国家公務員宿舎など	③ 応急仮設住宅	県が借り上げた 民間賃貸住宅
家賃	無料	無料	無料	無料
食費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
光熱費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
期間	数週間程度	半年～2年間	2年3カ月 ※1年ごとに何度でも延長が可能	2年以内

### 応急仮設住宅の標準的な間取りイメージ



### 仮設住宅に関する情報サイト

仮設住宅の着工・完成状況や完成の見通し、岩手県、宮城県、福島県の入居募集状況、設置予定場所や時期について、各県ホームページにリンクして、情報が入手できます。

[http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai\\_top.html](http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_top.html)

### ご存知ですか❗ 不動産に関する無料相談ができます

被災されたみなさまや、不動産業者のみなさまからの相談に、実務経験豊富な相談員が応じる「不動産相談ホットライン」を開設しました。土地・建物の権利や不動産取引のことなど、不動産に関する幅広いご相談に無料で対応します。

#### ■お問い合わせ先…不動産相談ホットライン

☎0120-913-241 ※無料（財団法人不動産流通近代化センター）

（月～金 10:00～17:00 祝日除く）

実施期間：5月23日（月）からおおむね2カ月



# 住まいのこと

## 自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります

### 災害復興住宅融資

被災されたご自宅の補修・再建資金について、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資の金利を引下げています(補修の場合は当初5年間1%、建設・購入の場合は当初5年間0%など)。住宅に被害がなく、宅地のみ被害が生じた方むけの融資制度も新たに設けました。(平成27年度末まで)

■お問い合わせ先…住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)

☎0120-086-353 ※無料(月~日 9:00~17:00 祝日除く)



住宅金融支援機構  
携帯サイト

### 被災住宅の無料診断など

被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けております。まずは「住まいるダイヤル」までお電話ください。

■お問い合わせ先…国土交通大臣指定住宅相談窓口

「住まいるダイヤル」(被災地専用フリーダイヤル)

☎0120-330-712 ※無料(月~土 10:00~17:00 祝日除く)

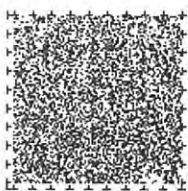
### 応急修理

住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住居の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理について、市町村が52万円まで費用を負担します。事前に各市町村にお申し込みください。

■お問い合わせ先…各市町村役場

### 既存の住宅ローンについて

金融庁は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更などの申込に対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ホームページおよび携帯サイトに掲載しております。



### ■お問い合わせ先

金融機関の電話相談窓口、もしくは、  
金融庁ホームページ東日本大震災関連情報  
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>



金融庁携帯サイト





# おかねのこと

## 新 I. 住宅に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給します

災害により住んでいる家が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。具体的なご相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

### ● 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

**基礎支援金** 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

**加算支援金** 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

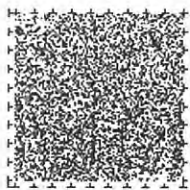
※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

### 申請手続きに必要な書類が簡素化されています

- 被災証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です



## 新 II. 災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します

### 1 災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族(配偶者、子、父母、孫および祖父母)に、弔慰金を支給します。

- 生計維持者が死亡された場合は**500万円**
  - 生計維持者以外の方が死亡された場合は**250万円**
- お問い合わせ先…被災の際に居住していた市町村役場

### 2 災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給します。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は**250万円**
  - 生計維持者以外の方が重度の障害を受けた場合は**125万円**
- お問い合わせ先…被災の際に居住していた市町村役場

## 新 III. 災害援護資金などが無利子で借り入れできます

### 3 災害援護資金貸付

- 災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて**最高350万円を無利子**<sup>※1</sup>でお借りいただけます。償還期間は13年<sup>※2</sup>です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5%

※2 当初6年(特別な場合は8年)は無利子で償還は不要です

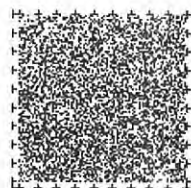
■ お問い合わせ先…被災の際に居住していた市町村役場

### 4 生活復興支援資金貸付

被災された低所得世帯の方は、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する「生活復興支援資金」を無利子でお借りいただけます。

- 一時生活支援費(当面の生活費): **最高20万円**
- 生活再建費  
(住居の移転費、家具などの購入に必要な費用): **最高80万円**
- 住宅補修費(住宅の補修などに必要な費用): **最高250万円**

■ お問い合わせ先…各都道府県・市町村の社会福祉協議会



**新** 保険料などの支払いについて

**医療や年金の保険料の納付**

保険料の納付が困難な場合は、医療保険料、年金保険料、介護保険料の納付猶予や減免を行っています。

■お問い合わせ先…国民年金→市町村役場または年金事務所／健康保険・厚生年金保険→年金事務所／国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険→市町村役場

※最寄りの年金事務所は、こちらでご確認いただけます。

「被災者専用フリーダイヤル」 ☎0120-707-118 ※無料

050番号のIP電話からは 03-6700-1131

(月～金 9:00～17:00 祝日除く 開設期間は平成23年9月30日(金)まで)

**健康保険証の紛失時の医療・介護保険サービス**

氏名、生年月日などを申し出ていただければ、治療や介護保険サービスが受けられます。

※7月1日からは原則として健康保険証の提示が必要になります。

被災された方で生活にお困りの方は、医療機関や介護施設、介護事業所などに申し出ていただければ、診察代や介護保険サービスの利用者負担などを支払う必要はありません。また、介護施設などの食費や居住費なども減免されます。

※7月1日からは原則として免除証明書などの提示が必要になります。

健康保険証や免除証明書を取得される場合は、ご加入の保険者(健康保険組合や協会けんぽ、市区町村など)に申請をお願いします。

**ご存知ですか** ⚠️ 年金受給に必要な現況届などの提出期限が延長されています。

被災されたために「現況届・生計維持確認届・障害状態確認届」などの書類を誕生月の末日までに提出できていない方も、年金を受け取ることができます。書類の提出期限は7月31日まで延長されています。

